

保育の必要性の認定 及び 証明書類について

保育所・認定こども園での保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）にあたっては、世帯の状況及び以下の3点が考慮され、保育の必要性を証明する書類の提出により保育認定の判断を行います。

（1）保育を必要とする事由（次のいずれかに該当することが必要です。）

保育を必要とする事由		保育の必要性の認定区分等	必要書類の例
①就 労	・ 常勤 ・ パートタイム等	就労時間等により認定区分を決定 ① <u>保育標準時間</u> 月 120 時間以上の就労 ② <u>保育短時間</u> 月 64～119 時間の就労	・ 就労証明書（採用予定の場合も含む） ・ 変則勤務の申立書（変則勤務の場合のみ）
	・ 内 職		・ 就労証明書 ・ 内職収入を証明する書類（税の申告書類等の写し）
	・ 自営業 ・ 農 業		・ 就労証明書 ・ 自営を証明する書類（自営収入を証明するもの又は営業許可証、開業届等） ・ 農業を証明する書類（税の申告書類等の写し）
②妊娠、出産 ※産前産後 8 週間が基本		<u>保育標準時間</u> ※出産日から起算して、8 週間を経過する月の末日まで	・ 母子健康手帳 （表紙と出産予定日が記載されたページの写し）
③保護者の疾病・障害 （保護者本人）		<u>保育標準時間</u>	・ 申立書 ・ 次の㊶㊷のいずれか ㊶診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㊷手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
④同居又は長期入院している家族（親族）の看護・介護		看護・介護時間等により認定区分を決定 ① <u>保育標準時間</u> 月 120 時間以上の看護・介護 ② <u>保育短時間</u> 月 64～119 時間の看護・介護	・ 申立書 ・ 次の㊸～㊺のいずれか ㊸看護、介護されている方の <u>町所定の診断書</u> （病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ㊹手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㊺介護保険被保険者証の写し
⑤災害復旧（災害等により児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧のため保育できない方）		<u>保育標準時間</u>	・ り災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥求職活動 （就業に向けて求職活動を行なっている方（起業準備を含む））		<u>保育短時間</u> ※最大 90 日間（就労が決定すれば①就労へ変更可能）	・ 求職活動状況申立書 ・ 求職中であることが分かる書類 求職カード、雇用保険受給資格者証、失業認定申告書の写し等

保育を必要とする事由	保育の必要性の認定区分等	必要書類の例
⑦就学・職業訓練 （就学（職業訓練校等、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方）	就学時間等により認定区分を決定 ①保育標準時間 月 120 時間以上の就学 ②保育短時間 月 64～119 時間の就学	・ 在学証明書、受講証明書等の受講時間及び在学期間が確認できる資料
⑧虐待やDVの恐れがあること （家庭児童相談及びDV相談を受けている方）	保育標準時間	・ 虐待やDVの恐れがあることがわかる書類
⑨育児休業を取得して育児中 （産前休暇取得前から、既に保育所等を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合）	保育短時間	・ 育児休業にかかる保育の実施継続届出書 ・ 育児休業取得証明書（育児休業期間が明記されていること）
⑩その他、上記と同様な状態であると町が認める場合	状況により決定	・ 町が必要と認める書類を提出

※保育の必要性を証明する書類がない場合は、申立書をご利用ください。

（２）同居の家族・親族（住民票上の世帯が別々の場合も含む）に18歳～64歳の方がいる場合

同居の家族・親族についても、（１）の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

（３）「優先利用」への該当の有無

特別認定世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯）や生活保護世帯、生計中心者の失業がある場合等には、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

特別認定世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯）の確認書類

<ひとり親家庭の人>

母子家庭等福祉金、母子家庭等医療費助成制度、児童扶養手当のうち、いずれも受けていない場合は、戸籍謄本および健康保険証を提出してください。

<在宅障害児（者）のいる家庭の人>

下記のうちいずれかを提出してください。

- ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ 障害基礎年金の受給がわかるもの